

大阪の住まい活性化フォーラム
リノベーションまちづくりアドバイザー紹介事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪の住まい活性化フォーラム（以下「フォーラム」という。）が実施するリノベーションまちづくりに関するアドバイザーの紹介に関する事業の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、フォーラムが、地域のまちづくり主体である市町村からの依頼に応じてリノベーションまちづくりアドバイザーを紹介することにより、空家等のリノベーションを通じて地域に新たなサービス、交流等を生み出し、地域の活性化に寄与するまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家、空き店舗などの遊休不動産をいう。
- (2) リノベーションまちづくりアドバイザー 第5条第1項第1号の規定により登録されたリノベーションまちづくりに関する専門的知識を有する者

(事務局)

第4条 本事業の事務局は、フォーラム事務局（以下「事務局」という。）に置く。

(業務)

第5条 本事業において、フォーラムは、以下の業務を行う。

- (1) リノベーションまちづくりアドバイザーの登録及び紹介
- (2) 前号を効果的に実施するために必要な業務

2 事務局は、前項の業務を行うに際し必要な事務を行う。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、リノベーションまちづくり部会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する